

令和4年度第1回 京都地方最低賃金審議会

令和4年6月28日(火)午後2時30分～
京都労働局 6階会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和4年度 京都府最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 令和4年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について
- (3) 京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について
- (4) 令和4年度 特定(産業別)最低賃金改正の意向表明について
- (5) 令和4年度 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置について
- (6) 最低賃金を取り巻く状況について

提出資料

No. 1	第 53 期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿	p. 1
No. 2	京都地方最低賃金審議会 運営規程	p. 2
No. 3	令和 4 年度における特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表	p. 5
No. 4	京都府経済の動向（令和 4 年 5 月報告）	p. 6
No. 5	京都市消費者物価指数 令和 3 年平均	p.11
No. 6	令和 4 年 春季 各機関別 賃上げ集計状況	p.13
No. 7	京都府における令和 4 年春季 賃上げ要求・妥結状況（速報）	p.14
No. 8	令和 3 年 毎月勤労統計調査 地方調査結果概要	p.15
No. 9	京都府における労働者 1 人当たりのきまって支給する給与額の推移（平成 29 年～令和 3 年 5 年間）	p.18
No. 10	京都府における短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移（平成 29 年～令和 3 年 5 年間）	p.19
No. 11	新規学卒者の賃金の推移（全国）（平成 29 年～令和 3 年）	p.20

- No. 12 京都府内の中途採用者の採用時賃金情報
(平成29年～令和4年 1月～3月期比較) p.21
- No. 13 求人募集賃金・求職者希望賃金情報
(令和4年4月分) p.22
- No. 14 「令和3年賃金構造基本統計調査」の結果 p.25
- No. 15 「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと実効的な中小企業支援を求める会長声明」
(京都弁護士会) p.26

第53期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室
令和4年6月28日現在

	氏 名	現 職
公益代表委員	イワナガ マサアキ 岩永 昌晃	京都産業大学 法学部 教授
	カワハラ ミキ 河原 美紀	京都府社会保険労務士会 常任理事
	サトウ タクトシ 佐藤 卓利	立命館大学 経済学部 特任教授
	新任 ニシムラ シュウ子 西村 佳子	京都産業大学 経済学部 教授
	ミツヤマ マサコ 三山 雅子	同志社大学 社会学部 教授
労働者代表委員	アオヤマ イサオ 青山 勲	J A Mジーエス・ユアサ労働組合 中央執行委員長 J A M京滋 副執行委員長 連合京都 副会長
	新任 オオニシ ミキコ 大西 幹子	連合京都職員
	カドノ アキヨシ 門野 昭善	U Aゼンセン 京都府支部 次長
	クレカワ マサヒロ 呉川 昌弘	電機連合 京都地方協議会 事務局長 パナソニックグループ労働組合連合会 特別中央執行委員
	マツヤマ ユウジ 松山 裕二	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長
使用者代表委員	イシガキ カスヤ 石垣 一也	一般社団法人 京都経営者協会 理事 事務局長
	キョウザキ ミサオ 京崎 操	京都北都信用金庫 専務理事
	コヤマ テツジ 小山 哲史	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	フカザワ シンスケ 深沢 信介	株式会社ワコール 人事総務本部 人事部 部長
	ヨネダ ショウタロウ 米田 庄太郎	株式会社高島屋 京都店 顧問

：会長

委員任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

京都地方最低賃金審議会 運営規程

第1条 京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会に会長と会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第4条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。

第5条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審

議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規定は、小委員会、公益委員会議(以下、「小委員会等」という。)について準用する。

第9条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、

小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 記

第 1 条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

第 2 条 この規定は、平成21年12月24日から一部変更し、施行する。

第 3 条 この規程は、平成26年7月2日から一部変更し、施行する。

第 4 条 この規程は、令和3年8月5日から一部変更し、施行する。

令和4年度における 特定（産業別）最低賃金の改正等に 係る申出の意向表明一覧表

京都労働局
令和4年4月26日作成

最低賃金の件名	申出者	適用労働者数	申出ケース	改正新設 新設 廃止	意向表明 年月日
1 京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本敏明	2,176	労働協約	改正	令和4年3月17日
2 京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本敏明	15,662	労働協約	改正	同上
3 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長 山本敏明	29,792	労働協約	改正	同上
4 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は、建設用ショベルトラック製造業に限る）最低賃金	最賃京都輸送用機械連絡会議 議長 松山裕二	8,435	労働協約	改正	同上
5 京都府各種商品小売業最低賃金	京都小売最賃連絡会 代表幹事 師玉憲治郎	9,392	労働協約	改正	同上
6 京都府自動車（新車）小売業最低賃金	最賃京都新車小売業関連連絡会議 議長 松山裕二	4,988	労働協約	改正	同上
7 京都府百貨店、総合スーパー最低賃金	京都小売最賃連絡会 代表幹事 師玉憲治郎	9,144	労働協約	新設	同上

京都府経済の動向

(令和4年5月報告)



令和4年6月1日
政策企画部企画統計課
情報分析係

1 府内経済の動向（総合判断）

府内の景気は、弱さもあるが、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、新型コロナウイルスの影響及び海外景気の動向等を注視する必要がある。

前月からの推移：

(判断据え置き)

2 分野別概況

生産			
3月分	85.8 (速報値)	前月比(%)	1.2
生産は持ち直しの動き。「窯業・土石製品工業」や「食料品・たばこ工業」等6業種で低下したものの、「電気・情報通信機械工業」や「業務用機械工業」等10業種で上昇し、2カ月連続の上昇となった。			
京都府及び経済産業省「鉱工業生産指数(総合・季節調整済)」			
物価			
3月分	100.9	前年同月比(%)	0.8
京都市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、「交通・通信」等で低下したものの、「光熱・水道」等で上昇し、前年同月比で0.8%の上昇となった。			
京都府及び総務省「消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)」			
消費			
3月分	38,638百万円	前年同月比(%)	1.7 (既存店)
京都府内の百貨店・スーパー販売額を既存店比較でみると、「身の回り品」等で減少したものの、「飲食品」等で増加し、前年同月比で1.7%の増加と、6カ月連続の増加となった。			
経済産業省「百貨店・スーパー全店販売額(商業動態統計)」			
観光			
2月分	24.0 (速報値)	前年同月差(ポイント)	5.4
京都府内のホテル等の客室稼働率は、前年同月と比べ5.4ポイントの上昇と、3カ月連続の上昇となった。			
観光庁「客室稼働率(宿泊旅行統計調査)」			
労働			
2月分	86.3	前年同月比(%)	0.2
京都府における実質賃金指数は、前年同月比で0.2%の上昇と、2カ月連続の上昇となった。			
京都府及び厚生労働省「実質賃金指数(毎月勤労統計調査)」			
雇用			
3月分	1.12	前月差	0.01
京都府における有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)は、前月と比べ0.01ポイントの上昇と2カ月ぶりの上昇となった。			
京都府労働局及び厚生労働省「有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)」			

設備投資			
3月分	2,540 ㎡	前年同月分	3,859 ㎡
京都府における建築物着工床面積(「鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」及び「製造業用建築物」の合計)は、前年同月比で3カ月ぶりの減少となった。			
国土交通省「建築物着工床面積(建築動態統計)」			
住宅投資			
3月分	1,446戸	前年同月分	1,196 戸
京都府における着工新築住宅戸数は、前年同月比で2カ月ぶりの増加となった。			
国土交通省「着工新築住宅戸数(建築着工統計)」			
公共投資			
4月分	36,927 百万円	前年同月分	24,827 百万円
京都府における公共工事前払保証請負金額は、前年同月比で2カ月連続の増加となった。			
西日本建設業保証(株)「公共工事前払保証請負金額(公共工事前払保証統計)」			
金融			
3月分	67,206 億円	前年同月比(%)	2.8
京都府における貸出金は、前年同月比で2.8%の増加と、2カ月連続の増加となった。			
日本銀行「都道府県別貸出金」			
企業倒産			
4月分	25件	前年同月分	17 件
京都府内の企業倒産件数(負債総額1千万円以上)は、前年同月比で増加となった。			
(株)東京商工リサーチ「企業倒産状況」			

総合判断の凡例



…判断引き上げ



…判断据え置き



…判断引き下げ

生産

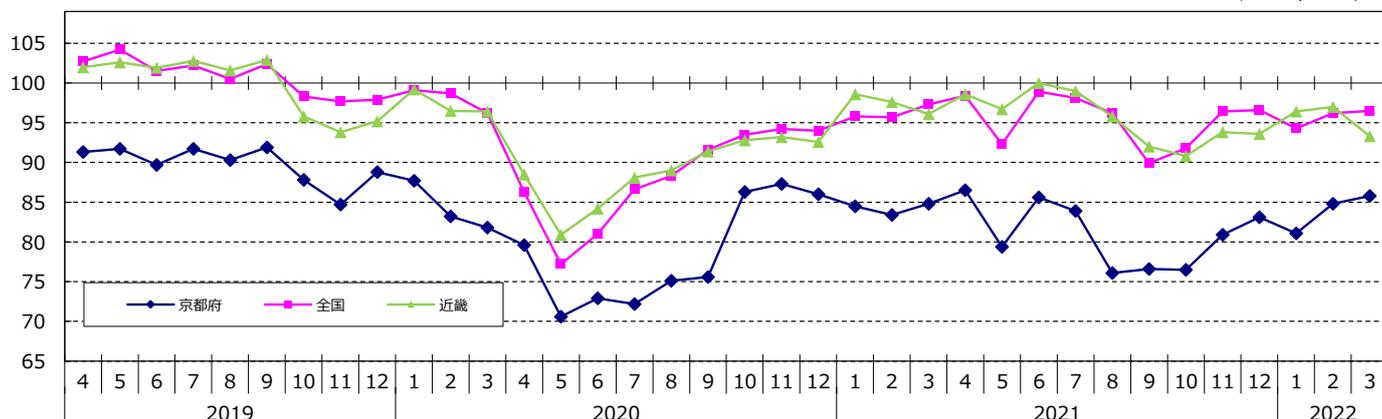
年次 年月	鉱工業生産指数（総合・季節調整済）									
	京都府（2015年=100）			全国（2015年=100）			近畿（2015年=100）			
	指数	前月比	前年（同月） 変化率	指数	前月比	前年（同月） 変化率	指数	前月比	前年（同月） 変化率	
2019	90.4	-	△ 7.7	101.1	-	△ 3.0	100.0	-	△ 4.0	
2020	80.0	-	△ 11.5	90.6	-	△ 10.4	91.3	-	△ 8.7	
2021	81.8	-	2.3	r 95.7	- r	5.6	96.0	-	5.1	
2019	4	91.3	△ 0.9	△ 7.7	102.7	△ 0.1	△ 0.7	102.0	△ 0.3	△ 2.3
	5	91.7	0.4	△ 9.5	104.2	1.5	△ 1.9	102.6	0.6	△ 5.3
	6	89.7	△ 2.2	△ 9.9	101.5	△ 2.6	△ 3.9	101.9	△ 0.7	△ 4.6
	7	91.7	2.2	△ 3.5	102.2	0.7	0.8	102.8	0.9	3.5
	8	90.3	△ 1.5	△ 10.6	100.5	△ 1.7	△ 5.5	101.6	△ 1.2	△ 7.2
	9	91.9	1.8	△ 4.1	102.4	1.9	1.2	102.9	1.3	1.7
	10	87.8	△ 4.5	△ 11.3	98.3	△ 4.0	△ 8.2	95.8	△ 6.9	△ 9.6
	11	84.7	△ 3.5	△ 13.8	97.7	△ 0.6	△ 8.5	93.8	△ 2.1	△ 12.1
	12	88.8	4.8	△ 2.4	97.9	0.2	△ 3.7	95.2	1.5	△ 3.7
2020	1	87.7	△ 1.2	△ 4.6	99.1	1.2	△ 2.6	99.2	4.2	△ 3.3
	2	83.2	△ 5.1	△ 11.7	98.7	△ 0.4	△ 5.8	96.5	△ 2.7	△ 4.3
	3	81.8	△ 1.7	△ 10.2	96.2	△ 2.5	△ 5.4	96.4	△ 0.1	△ 2.3
	4	79.6	△ 2.7	△ 13.2	86.3	△ 10.3	△ 15.5	88.5	△ 8.2	△ 12.2
	5	70.6	△ 11.3	△ 25.6	77.2	△ 10.5	△ 27.0	80.9	△ 8.6	△ 23.2
	6	72.9	3.3	△ 16.9	81.0	4.9	△ 18.4	84.2	4.1	△ 15.2
	7	72.2	△ 1.0	△ 23.3	86.6	6.9	△ 15.9	88.1	4.6	△ 14.9
	8	75.1	4.0	△ 17.7	88.3	2.0	△ 14.0	89.0	1.0	△ 14.7
	9	75.6	0.7	△ 14.7	91.6	3.7	△ 9.1	91.4	2.7	△ 9.9
	10	86.3	14.2	△ 1.1	93.5	2.1	△ 3.4	92.8	1.5	△ 2.4
	11	87.3	1.2	3.7	94.2	0.7	△ 4.1	93.2	0.4	△ 0.4
	12	86.0	△ 1.5	△ 1.4	94.0	△ 0.2	△ 2.9	92.6	△ 0.6	△ 2.7
2021	1	84.5	△ 1.7	△ 3.8	r 95.8 r	1.9 r	△ 5.3	98.6	6.5	△ 4.3
	2	83.4	△ 1.3	0.5	r 95.7 r	△ 0.1 r	△ 2.6	97.6	△ 1.0	△ 0.5
	3	84.8	1.7	3.6	r 97.3 r	1.7 r	3.6	96.1	△ 1.5	2.7
	4	86.5	2.0	6.7	r 98.4 r	1.1 r	15.6	98.6	2.6	11.4
	5	79.4	△ 8.2	17.3	r 92.3 r	△ 6.2 r	21.0	96.7	△ 1.9	19.6
	6	85.6	7.8	15.3	r 98.9 r	7.2 r	22.9	100.0	3.4	18.8
	7	83.9	△ 2.0	15.1	r 98.1 r	△ 0.8 r	11.1	99.0	△ 1.0	10.4
	8	76.1	△ 9.3	5.5	r 96.2 r	△ 1.9 r	8.4	95.8	△ 3.2	9.7
	9	76.6	0.7	△ 2.2	r 89.9 r	△ 6.5 r	△ 2.5	92.0	△ 4.0	0.6
	10	76.5	△ 0.1	△ 10.6	r 91.8 r	2.1 r	△ 4.3	90.8	△ 1.3	△ 4.0
	11	80.9	5.8	△ 4.8	r 96.4 r	5.0 r	4.8	93.8	3.3	2.5
	12	83.1	2.7	△ 7.3	r 96.6 r	0.2 r	2.2	93.6	△ 0.2	1.1
2022	1	81.1	△ 2.4	△ 4.0	r 94.3 r	△ 2.4 r	△ 0.8	96.4	3.0	△ 1.1
	2	r 84.8 r	4.6 r	1.8	r 96.2 r	2.0 r	0.5	r 97.0 r	0.6 r	△ 0.5
	3	p 85.8 p	1.2 p	△ 0.5	p 96.5 p	0.3 p	△ 1.7	p 93.3 p	△ 3.8 p	△ 3.9

注：pは速報値、rは修正値。また、年次及び前年同月比は原指数による。

資料出所 府企画統計課、経済産業省

鉱工業生産指数（総合・季節調整値）の推移

(2015年=100)



物 価

2020年=100

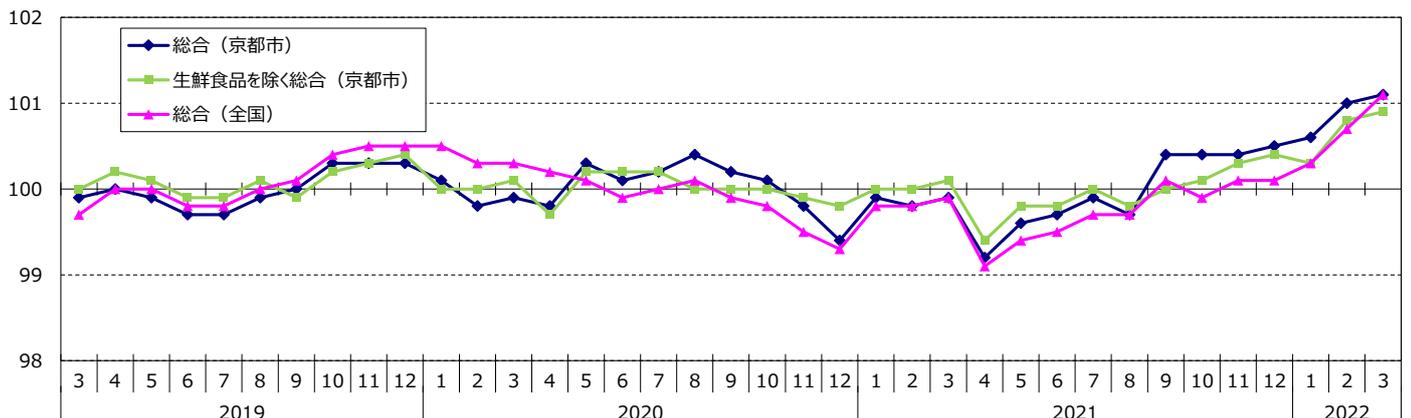
年次 年月	消費者物価指数(総合)						消費者物価指数(生鮮食品を除く)						
	京都市			全国			京都市			全国			
	指数	前月比	前年 (同月) 変化率	指数	前月比	前年 (同月) 変化率	指数	前月比	前年 (同月) 変化率	指数	前月比	前年 (同月) 変化率	
2019	99.9	-	0.4	100.0	-	0.5	100.0	-	0.6	100.2	-	0.6	
2020	100.0	-	0.1	100.0	-	0.0	100.0	-	0.0	100.0	-	△ 0.2	
2021	99.9	-	△ 0.1	99.8	-	△ 0.2	100.0	-	0.0	99.8	-	△ 0.2	
2019	3	99.9	0.2	0.7	99.7	0.0	0.5	100.0	0.3	1.1	99.9	0.1	0.8
	4	100.0	0.1	0.8	100.0	0.3	0.9	100.2	0.2	0.8	100.2	0.3	0.9
	5	99.9	△ 0.2	0.7	100.0	0.0	0.7	100.1	△ 0.1	0.7	100.2	0.0	0.8
	6	99.7	△ 0.2	0.6	99.8	△ 0.1	0.7	99.9	△ 0.2	0.5	100.1	△ 0.2	0.6
	7	99.7	0.0	0.7	99.8	△ 0.1	0.5	99.9	0.0	0.7	100.0	△ 0.1	0.6
	8	99.9	0.3	0.1	100.0	0.3	0.3	100.1	0.3	0.4	100.2	0.2	0.5
	9	100.0	0.0	0.0	100.1	0.1	0.2	99.9	△ 0.3	0.3	100.1	△ 0.1	0.3
	10	100.3	0.3	0.0	100.4	0.3	0.2	100.2	0.3	0.3	100.5	0.4	0.4
	11	100.3	0.0	0.5	100.5	0.1	0.5	100.3	0.2	0.6	100.6	0.2	0.5
	12	100.3	△ 0.1	0.5	100.5	0.0	0.8	100.4	0.0	0.5	100.6	0.0	0.7
2020	1	100.1	△ 0.2	0.3	100.5	△ 0.1	0.7	100.0	△ 0.3	0.4	100.5	△ 0.2	0.8
	2	99.8	△ 0.3	0.1	100.3	△ 0.2	0.4	100.0	0.0	0.2	100.4	△ 0.1	0.6
	3	99.9	0.1	△ 0.2	100.3	0.0	0.4	100.1	0.1	△ 0.1	100.5	0.0	0.4
	4	99.8	△ 0.1	△ 0.2	100.2	△ 0.1	0.1	99.7	△ 0.3	△ 0.4	100.1	△ 0.4	△ 0.2
	5	100.3	0.5	0.3	100.1	0.0	0.1	100.2	0.4	0.1	100.1	0.0	△ 0.2
	6	100.1	△ 0.2	0.4	99.9	△ 0.2	0.1	100.2	0.0	0.3	100.0	△ 0.1	0.0
	7	100.2	0.1	0.6	100.0	0.1	0.3	100.2	0.0	0.4	100.0	0.0	0.0
	8	100.4	0.2	0.6	100.1	0.1	0.2	100.0	△ 0.2	△ 0.1	99.8	△ 0.2	△ 0.4
	9	100.2	△ 0.1	0.4	99.9	△ 0.2	0.0	100.0	0.0	0.1	99.7	△ 0.1	△ 0.3
	10	100.1	△ 0.1	0.0	99.8	△ 0.1	△ 0.4	100.0	0.1	△ 0.1	99.7	0.0	△ 0.7
	11	99.8	△ 0.4	△ 0.6	99.5	△ 0.3	△ 0.9	99.9	△ 0.1	△ 0.5	99.6	△ 0.1	△ 0.9
	12	99.4	△ 0.3	△ 0.8	99.3	△ 0.2	△ 1.2	99.8	△ 0.1	△ 0.6	99.6	△ 0.1	△ 1.0
2021	1	99.9	0.5	△ 0.2	99.8	0.5	△ 0.7	100.0	0.3	0.0	99.8	0.3	△ 0.7
	2	99.8	△ 0.1	0.0	99.8	△ 0.1	△ 0.5	100.0	0.0	0.0	99.9	0.0	△ 0.5
	3	99.9	0.1	0.0	99.9	0.1	△ 0.4	100.1	0.1	0.0	100.1	0.2	△ 0.3
	4	99.2	△ 0.7	△ 0.6	99.1	△ 0.8	△ 1.1	99.4	△ 0.7	△ 0.3	99.3	△ 0.9	△ 0.9
	5	99.6	0.4	△ 0.7	99.4	0.3	△ 0.8	99.8	0.4	△ 0.4	99.5	0.3	△ 0.6
	6	99.7	0.2	△ 0.3	99.5	0.1	△ 0.5	99.8	0.0	△ 0.4	99.5	0.0	△ 0.5
	7	99.9	0.1	△ 0.3	99.7	0.2	△ 0.3	100.0	0.2	△ 0.1	99.8	0.3	△ 0.2
	8	99.7	△ 0.2	△ 0.7	99.7	0.0	△ 0.4	99.8	△ 0.2	△ 0.2	99.8	△ 0.1	0.0
	9	100.4	0.7	0.1	100.1	0.4	0.2	100.0	0.2	0.0	99.8	0.1	0.1
	10	100.4	0.0	0.2	99.9	△ 0.2	0.1	100.1	0.1	0.1	99.9	0.1	0.1
	11	100.4	0.0	0.6	100.1	0.2	0.6	100.3	0.2	0.4	100.1	0.3	0.5
	12	100.5	0.1	1.0	100.1	0.0	0.8	100.4	0.1	0.6	100.0	△ 0.1	0.5
2022	1	100.6	0.1	0.7	100.3	0.3	0.5	100.3	△ 0.1	0.2	100.1	0.0	0.2
	2	101.0	0.5	1.2	100.7	0.4	0.9	100.8	0.5	0.8	100.5	0.4	0.6
	3	101.1	0.1	1.2	101.1	0.4	1.2	100.9	0.2	0.8	100.9	0.5	0.8

注1：前月比及び前年同月比は端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合がある。

資料出所 府企画統計課、総務省

消費者物価指数の推移

(2020年=100)



観光

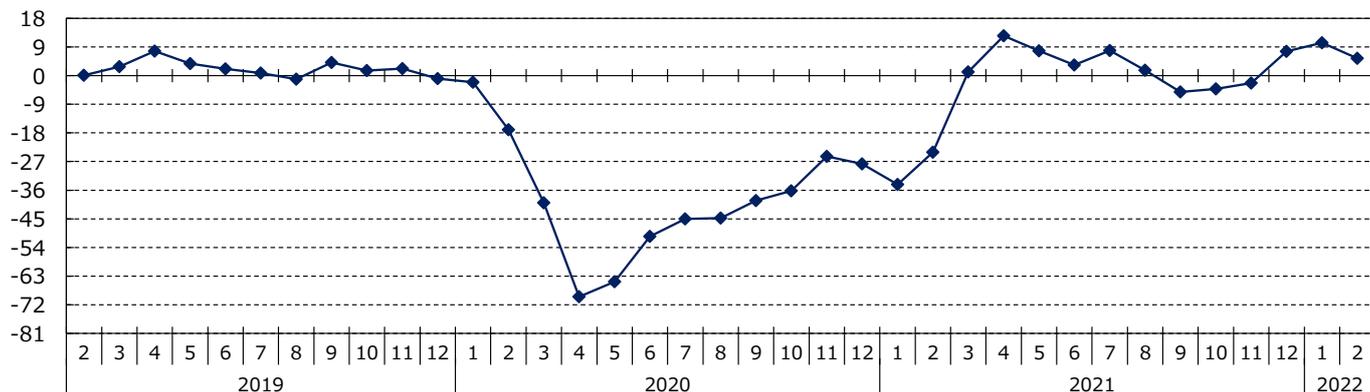
年次 年月	客室稼働率				定員稼働率				
	京都府		全国		京都府		全国		
	客室稼働率	前年同月差	客室稼働率	前年同月差	定員稼働率	前年同月差	定員稼働率	前年同月差	
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	
2019	66.3	1.6	62.7	1.5	46.3	0.7	41.8	1.0	
2020	27.6	△ 38.7	34.3	△ 28.4	17.3	△ 29.0	21.2	△ 20.6	
2021	p 25.5 p	△ 2.1 p	p 34.5 p	0.2 p	p 14.9 p	△ 2.4 p	p 20.6 p	△ 0.6	
2019	2	59.7	0.1	61.9	1.7	40.2	△ 1.7	40.3	1.4
	3	68.8	2.8	63.4	2.3	48.5	△ 0.5	42.7	1.5
	4	77.7	7.7	65.0	4.1	58.0	7.0	43.6	3.9
	5	71.1	3.8	63.2	2.6	53.0	2.0	42.8	2.8
	6	64.5	2.1	60.6	1.1	46.7	1.8	39.4	1.1
	7	63.8	0.8	63.3	1.5	45.5	6.3	42.9	1.3
	8	66.8	△ 1.1	69.4	△ 0.3	50.0	5.2	52.0	△ 0.5
	9	66.6	4.1	63.4	1.8	46.3	3.1	41.2	0.9
	10	70.3	1.6	63.6	△ 0.4	45.4	△ 3.3	40.6	△ 0.5
	11	74.7	2.2	65.6	1.2	48.4	△ 4.0	41.9	0.6
	12	61.1	△ 0.9	58.7	0.1	39.2	△ 5.2	38.4	△ 0.6
2020	1	49.0	△ 2.1	54.1	0.1	32.2	△ 3.2	36.0	0.1
	2	42.7	△ 17.0	52.5	△ 9.4	27.1	△ 13.1	33.3	△ 7.0
	3	28.8	△ 40.0	32.1	△ 31.3	19.5	△ 29.0	19.7	△ 23.0
	4	8.2	△ 69.5	16.5	△ 48.5	4.4	△ 53.6	8.5	△ 35.1
	5	6.3	△ 64.8	13.2	△ 50.0	3.3	△ 49.7	6.8	△ 36.0
	6	14.0	△ 50.5	22.7	△ 37.9	7.6	△ 39.1	12.3	△ 27.1
	7	18.8	△ 45.0	29.3	△ 34.0	11.1	△ 34.4	17.5	△ 25.4
	8	22.0	△ 44.8	31.5	△ 37.9	14.2	△ 35.8	21.4	△ 30.6
	9	27.3	△ 39.3	35.9	△ 27.5	16.7	△ 29.6	22.2	△ 19.0
	10	34.1	△ 36.2	42.0	△ 21.6	19.8	△ 25.6	25.9	△ 14.7
	11	49.3	△ 25.4	45.3	△ 20.3	30.8	△ 17.6	28.9	△ 13.0
	12	33.4	△ 27.7	36.8	△ 21.9	21.9	△ 17.3	22.8	△ 15.6
2021	1	p 14.8 p	△ 34.2 p	p 23.4 p	△ 30.7 p	p 8.0 p	△ 24.2 p	p 13.1 p	△ 22.9
	2	p 18.6 p	△ 24.1 p	p 26.9 p	△ 25.6 p	p 9.8 p	△ 17.3 p	p 14.9 p	△ 18.4
	3	p 30.0 p	1.2 p	p 34.9 p	2.8 p	p 17.6 p	△ 1.9 p	p 20.8 p	1.1
	4	p 20.7 p	12.5 p	p 31.7 p	15.2 p	p 11.1 p	6.7 p	p 17.9 p	9.4
	5	p 14.1 p	7.8 p	p 26.8 p	13.6 p	p 7.5 p	4.2 p	p 15.8 p	9.0
	6	p 17.3 p	3.3 p	p 28.7 p	6.0 p	p 9.0 p	1.4 p	p 15.6 p	3.3
	7	p 26.7 p	7.9 p	p 38.2 p	8.9 p	p 15.4 p	4.3 p	p 23.1 p	5.6
	8	p 23.7 p	1.7 p	p 36.2 p	4.7 p	p 14.8 p	0.6 p	p 23.9 p	2.5
	9	p 22.2 p	△ 5.1 p	p 31.2 p	△ 4.7 p	p 12.2 p	△ 4.5 p	p 18.0 p	△ 4.2
	10	p 29.9 p	△ 4.2 p	p 41.2 p	△ 0.8 p	p 17.8 p	△ 2.0 p	p 24.6 p	△ 1.3
	11	p 47.0 p	△ 2.3 p	p 47.4 p	2.1 p	p 29.5 p	△ 1.3 p	p 29.4 p	0.5
	12	p 41.0 p	7.6 p	p 47.1 p	10.3 p	p 25.9 p	4.0 p	p 30.1 p	7.3
2022	1	p 25.1 p	10.3 p	p 34.8 p	11.4 p	p 15.6 p	7.6 p	p 21.5 p	8.4
	2	p 24.0 p	5.4 p	p 34.3 p	7.4 p	p 13.7 p	3.9 p	p 19.7 p	4.8

注：pは速報値、rは改定値。

資料出所 宿泊旅行統計調査（観光庁）

(ポイント)

客室稼働率前年同月差の推移(京都府)



雇用

年度 年月	有効求人倍率（パートタイムを含む 季節調整値）							
	京都府				全国			
	有効 求人倍率	前月差	前年（同 月）差	正社員有効 求人倍率 （原数値）	有効 求人倍率	前月差	前年（同 月）差	正社員有効 求人倍率 （原数値）
2019	1.58	-	0.00	1.19	1.55	-	△ 0.07	1.12
2020	1.06	-	△ 0.52	0.84	1.10	-	△ 0.45	0.83
2021	1.09	-	0.03	0.89	1.16	-	0.06	0.90
2019 4	1.62	0.02	0.06	1.13	1.62	0.00	0.03	1.08
5	1.62	0.00	0.06	1.10	1.62	0.00	0.01	1.07
6	1.64	0.02	0.07	1.12	1.60	△ 0.02	△ 0.01	1.10
7	1.63	△ 0.01	0.05	1.17	1.59	△ 0.01	△ 0.03	1.12
8	1.62	△ 0.01	0.01	1.18	1.60	0.01	△ 0.04	1.13
9	1.60	△ 0.02	0.00	1.18	1.59	△ 0.01	△ 0.05	1.14
10	1.58	△ 0.02	△ 0.01	1.19	1.59	0.00	△ 0.06	1.15
11	1.58	0.00	△ 0.02	1.24	1.57	△ 0.02	△ 0.06	1.18
12	1.56	△ 0.02	0.00	1.29	1.57	0.00	△ 0.05	1.21
2020 1	1.53	△ 0.03	△ 0.03	1.27	1.49	△ 0.08	△ 0.14	1.13
2	1.53	0.00	△ 0.05	1.26	1.45	△ 0.04	△ 0.19	1.08
3	1.43	△ 0.10	△ 0.16	1.15	1.39	△ 0.06	△ 0.23	1.02
4	1.35	△ 0.08	△ 0.25	1.00	1.31	△ 0.08	△ 0.29	0.92
5	1.23	△ 0.12	△ 0.36	0.89	1.18	△ 0.13	△ 0.38	0.84
6	1.15	△ 0.08	△ 0.45	0.83	1.12	△ 0.06	△ 0.46	0.81
7	1.06	△ 0.09	△ 0.55	0.80	1.08	△ 0.04	△ 0.50	0.79
8	1.02	△ 0.04	△ 0.58	0.79	1.05	△ 0.03	△ 0.55	0.78
9	1.02	0.00	△ 0.57	0.79	1.04	△ 0.01	△ 0.56	0.78
10	1.01	△ 0.01	△ 0.58	0.80	1.05	0.01	△ 0.54	0.80
11	0.97	△ 0.04	△ 0.63	0.81	1.05	0.00	△ 0.54	0.83
12	0.96	△ 0.01	△ 0.66	0.84	1.06	0.01	△ 0.55	0.86
2021 1	0.98	0.02	△ 0.60	0.85	1.08	0.02	△ 0.42	0.87
2	1.00	0.02	△ 0.57	0.86	1.09	0.01	△ 0.38	0.87
3	1.01	0.01	△ 0.44	0.83	1.10	0.01	△ 0.31	0.85
4	1.04	0.03	△ 0.29	0.80	1.09	△ 0.01	△ 0.19	0.81
5	1.06	0.02	△ 0.15	0.81	1.10	0.01	△ 0.08	0.82
6	1.10	0.04	△ 0.04	0.84	1.13	0.03	0.01	0.85
7	1.10	0.00	0.04	0.87	1.14	0.01	0.06	0.88
8	1.10	0.00	0.07	0.87	1.15	0.01	0.09	0.88
9	1.08	△ 0.02	0.06	0.87	1.15	0.00	0.11	0.89
10	1.09	0.01	0.07	0.89	1.16	0.01	0.10	0.91
11	1.10	0.01	0.12	0.93	1.17	0.01	0.11	0.93
12	1.10	0.00	0.15	0.98	1.17	0.00	0.13	0.97
2022 1	1.12	0.02	0.16	0.99	1.20	0.03	0.12	0.97
2	1.11	△ 0.01	0.12	0.95	1.21	0.01	0.13	0.97
3	1.12	0.01	0.12	0.92	1.22	0.01	0.13	0.95

注1：年度数値は年度間平均で原数値。2019～2021年度の京都府の正社員有効求人倍率は、京都府が京都労働局の資料をもとに算出。

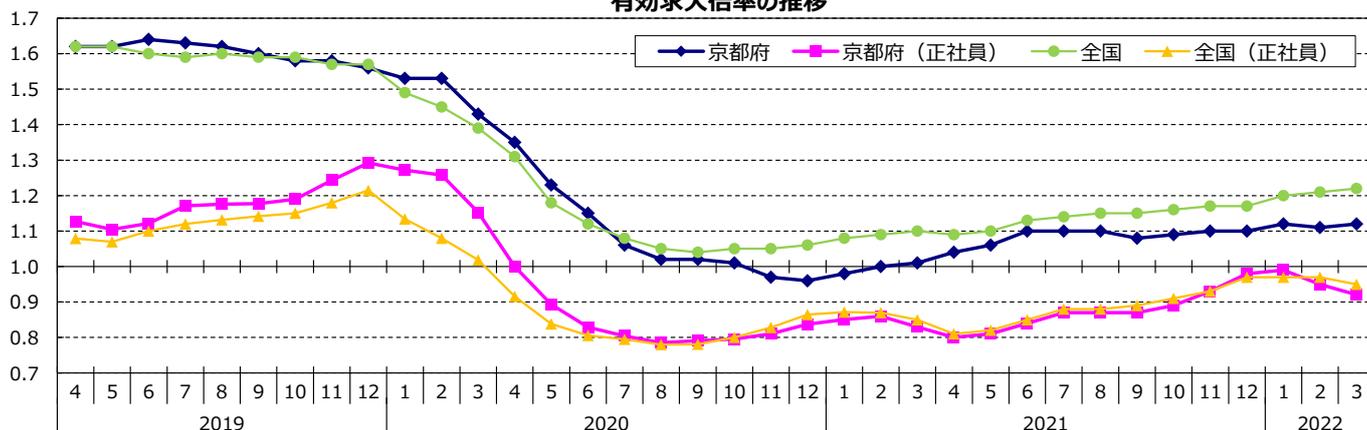
注2：毎年1月結果公表時、季節調整替に伴い、有効求人倍率及び前月差は過去に遡って改訂している。

注3：前年（同月）差は原数値。

注4：rは修正値

資料出所 厚生労働省、厚生労働省京都労働局

有効求人倍率の推移



京都市消費者物価指数 令和3年平均

2020年 (=100) 基準

概況

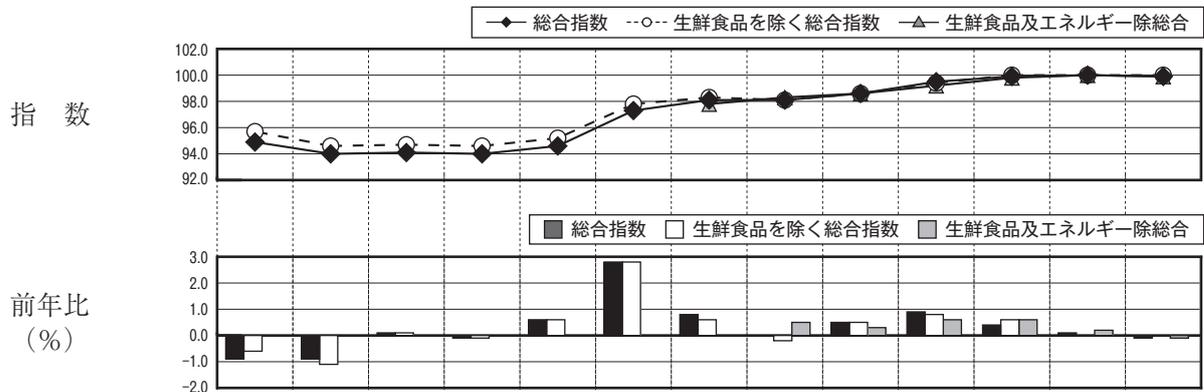
- (1) 総合指数は 99.9 前年比は0.1%の下落
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は 100.0 前年比は変わらず
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 99.9 前年比は0.1%の下落

◎ 前年との比較 (10大費目)

[上昇] 住居1.6%、教養娯楽1.8%、食料0.4%、家具・家事用品2.3%、諸雑費1.0%、被服及び履物0.4%

[下落] 交通・通信△6.1%、光熱・水道△0.6%、教育△0.9%、保健医療△0.2%

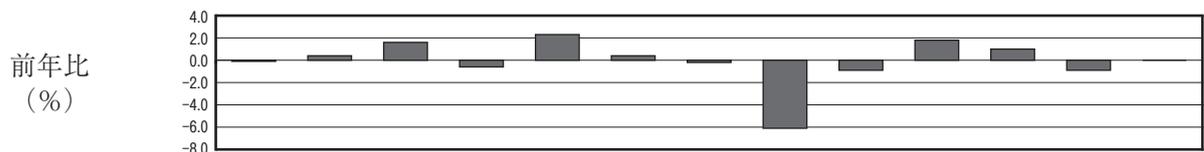
◎ 総合指数の推移



年	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
総合指数	94.9	94.0	94.1	94.0	94.6	97.3	98.1	98.1	98.6	99.5	99.9	100.0	99.9
前年比 (%)	△0.9	△0.9	0.1	△0.1	0.6	2.8	0.8	0.0	0.5	0.9	0.4	0.1	△0.1
生鮮食品を除く総合指数	95.7	94.6	94.7	94.6	95.2	97.8	98.3	98.1	98.6	99.4	100.0	100.0	100.0
前年比 (%)	△0.6	△1.1	0.1	△0.1	0.6	2.8	0.6	△0.2	0.5	0.8	0.6	0.0	0.0
生鮮食品及エネルギー除総合						97.8	97.8	98.3	98.6	99.2	99.8	100.0	99.9
前年比 (%)								0.5	0.3	0.6	0.6	0.2	△0.1

費目別

◎ 前年との比較



費目	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品	生鮮食品を除く総合
指数	99.9	100.4	101.6	99.4	102.3	100.4	99.8	93.9	99.1	101.8	101.0	99.1	100.0
前年比 (%)	△0.1	0.4	1.6	△0.6	2.3	0.4	△0.2	△6.1	△0.9	1.8	1.0	△0.9	0.0
寄与度	-	0.12	0.31	△0.05	0.09	0.02	△0.01	△0.74	△0.03	0.16	0.06	△0.04	△0.02

注1 この資料は、総務省統計局「小売物価統計調査」の結果に基づき、作成しています。
 2 費目・品目の配列は、寄与度（総合指数の変化率に対する影響度）の大きいものから順になっています。
 3 前年比は各基準年の公表値とし、2020年基準の指数値による再計算は行っていません。（斜体部分）
 4 平成23年以降の前年比は、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、公表された指数値を用いて計算した値とは一致しない場合があります。

食料	100.4となり、前年に比べ0.4%上昇しました。		
[上昇]	魚介類	2.9%	いくら、さんま、あじなど
	外食	1.2%	焼肉（外食）、牛丼（外食）、豚カツ定食（外食）など
	菓子類	1.9%	ケーキ、まんじゅう、ようかんなど
[下落]	生鮮野菜	△3.3%	トマト、カット野菜、ながいもなど
	肉類	△0.5%	牛肉など
	果物	△1.0%	りんごなど
住居	101.6となり、前年に比べ1.6%上昇しました。		
[上昇]	設備修繕・維持	10.7%	火災・地震保険料、温水洗浄便座など
	家賃	0.5%	持家の帰属家賃など
光熱・水道	99.4となり、前年に比べ0.6%下落しました。		
[上昇]	他の光熱	7.0%	灯油
[下落]	ガス代	△2.1%	都市ガス代
	電気代	△0.4%	電気代
家具・家事用品	102.3となり、前年に比べ2.3%上昇しました。		
[上昇]	家事用消耗品	3.9%	ポリ袋、柔軟仕上剤、洗濯用洗剤など
	家庭用耐久財	2.6%	ルームエアコン、電子レンジ、食堂セットなど
	室内装備品	9.4%	照明器具、カーペットなど
[下落]	寝具類	△4.4%	敷きパッドなど
被服及び履物	100.4となり、前年に比べ0.4%上昇しました。		
[上昇]	洋服	2.5%	スカート、婦人用コート、子供用ズボン（春夏物）など
[下落]	履物類	△3.1%	婦人靴、男子靴など
	他の被服	△2.6%	帽子など
	シャツ・セーター類	△1.7%	ワイシャツ、婦人用Tシャツ（長袖）など
保健医療	99.8となり、前年に比べ0.2%下落しました。		
[下落]	保健医療サービス	△0.5%	診療代
交通・通信	93.9となり、前年に比べ6.1%下落しました。		
[上昇]	自動車等関係費	1.4%	ガソリンなど
[下落]	通信	△20.7%	通信料（携帯電話）、携帯電話機
教育	99.1となり、前年に比べ0.9%下落しました。		
[下落]	授業料等	△1.0%	高等学校授業料（私立）、PTA会費（小学校）など
教養娯楽	101.8となり、前年に比べ1.8%上昇しました。		
[上昇]	教養娯楽サービス	2.9%	宿泊料、講習料（ダンス）、テーマパーク入場料など
	書籍・他の印刷物	2.6%	新聞代など
[下落]	教養娯楽用耐久財	△1.7%	パソコンなど
諸雑費	101.0となり、前年に比べ1.0%上昇しました。		
[上昇]	たばこ	8.5%	たばこ
	他の諸雑費	0.9%	傷害保険料など
	身の回り用品	1.8%	腕時計、バッグ（輸入ブランド品）など

令和4年 春季 各機関別 賃上げ集計状況

京都労働局
令和4年6月13日作成

【日本労働組合総連合会】

全 体	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 R4.6.3
定昇相当見込み 賃上げ計	率 2.08%	2.08%	1.90%	1.79%	2.09%
	額 5,989円	6,043円	5,536円	5,233円	6,049円
300人未満	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 R4.6.3
定昇相当見込み 賃上げ計	率 1.99%	1.95%	1.81%	1.74%	1.97%
	額 4,873円	4,792円	4,512円	4,331円	4,857円

○令和4年 (資料出所) 連合 2022春季生活闘争 第6回回答集計結果
(調査対象・数値) 平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)。定期昇給等を含む。

【日本経済団体連合会】

500人以上	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 R4.5.20
アップ率	2.54%	2.46%	2.17%	1.82%	2.27%
回答・妥結額	8,621円	8,310円	7,297円	6,040円	7,430円
500人未満	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 R4.6.10
アップ率	1.91%	1.87%	1.72%	1.72%	1.97%
回答額(了承・妥結含)	4,805円	4,764円	4,471円	4,444円	5,219円

○500人以上 (資料出所) 2022春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)
(令和4年) (調査対象・数値) 従業員500人以上の主要21業種大手252社。定期昇給等を含む。加重平均

○500人未満 (資料出所) 2022春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)
(令和4年) (調査対象・数値) 従業員500人未満の17業種754社。定期昇給等を含む。加重平均

【日本経済新聞】

全 体	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年 R4.4.19
賃金交渉 回答・妥結状況	率 2.31%	2.17%	1.97%	1.82%	2.28%
	額 7,143円	6,763円	6,208円	5,724円	7,185円

(資料出所) 2022年5月23日 日本経済新聞7面 夏のボーナス 業種別回答・妥結状況

○令和4年 (調査対象・数値) 上場企業及び日本経済新聞社が選んだ有力な非上場企業のうち集計可能な企業を集計。定期昇給とベースアップ等を含む。加重平均。

集計対象は毎年異なるため、各表の「額」及び「率」の昨年対比は整合しない。

京都府における令和4年春季 賃上げ要求・妥結状況 (速報)

令和4年5月27日現在

	要求額			妥結額		
	組合数	金額	要求率	組合数	金額	妥結率
総平均	107	8,682	3.04	92	5,012	1.72
製造業 平均	76	8,951	3.07	63	5,295	1.76
食料品、飲料・たばこ・飼料	3	9,165	3.12	2	5,498	1.73
繊維工業	10	8,021	3.22	7	5,664	2.16
パルプ・紙・紙加工品	×	×	×	×	×	×
印刷・同関連業	-	-	-	-	-	-
化学工業	9	11,727	3.76	9	6,845	2.19
窯業・土石製品	2	28,000	11.53	×	×	×
非鉄金属	-	-	-	-	-	-
金属製品	5	5,712	2.08	3	4,821	1.58
機械器具（はん用、生産用、業務用）	17	12,300	4.18	13	7,047	2.34
電子部品・デバイス・電子回路	4	4,475	1.38	4	2,790	0.86
電気機械器具	19	5,643	1.83	18	3,415	1.11
輸送用機械器具	-	-	-	-	-	-
その他製造	6	7,486	2.61	5	6,696	2.28
非製造業 平均	31	8,022	2.94	29	4,396	1.61
建設業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	4	5,474	1.81	4	2,799	0.93
運輸業，郵便業	9	9,049	3.73	9	3,879	1.60
卸売業，小売業	11	8,619	2.85	11	5,782	1.91
金融業，保険業	-	-	-	-	-	-
宿泊業，飲食サービス業	3	7,678	2.92	2	5,000	1.78
教育，学習支援業，医療，福祉	-	-	-	-	-	-
サービス業他	4	6,875	2.91	3	2,589	1.25

注 「×」は秘密保持のため数値を公表しないもの

資料出所：京都府商工労働観光部 労働政策課

令和3年毎月勤労統計調査地方調査結果概要

府企画統計課社会統計係

はじめに

「毎月勤労統計調査」は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通じて毎月調査しているものです。

この調査の対象は、日本標準産業分類に基づく16大産業（「建設業」、「製造業」など）に属する、常用労働者を5人以上雇用する事業所となっており、京都府内では、約1000事業所を対象として調査をしています。

以下は、京都府における令和3年調査結果の概要です。なお、数値は、5人以上規模の全事業所を調査すれば得られる数値に対応するよう復元して算出した1人当たりの1か月平均値です。また、事業所数が少ない調査産業については公表していません。

1 賃金の動き

ー現金給与総額 4年ぶりの増加ー

(現金給与総額)

現金給与総額は、28万4884円と前年に比べ1.2%増、実質賃金についても1.4%増となり、どちらも4年ぶりに増加しました。現金給与総額のうちきまって支給する給与は、23万9296円と前年に比べ0.8%増となっています。（表1、2）

表1 賃金の動き（現金給与総額）

(指数：令和2年=100)

	名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年増減率(%)	指数	対前年増減率(%)
平成27年	103.0	0.2	105.1	△0.7
28	104.3	1.4	106.4	1.3
29	105.6	1.3	107.1	0.6
30	103.7	△1.8	104.0	△2.8
令和元年	102.7	△1.0	102.5	△1.4
2	100.0	△2.7	100.0	△2.6
3	101.2	1.2	101.4	1.4

注 実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数 (持ち家の帰属家賃を除く総合) × 100

(産業別賃金)

現金給与総額を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が51万2817円と最も高く、次いで、「金融業、保険業」、「情報通信業」、「学術研

究、専門・技術サービス業」の順となり、最も低かったのは、「宿泊業、飲食サービス業」の10万308円となっています。

前年と比べると、「電気・ガス・熱供給・水道業」12.0%増「金融業、保険業」8.8%増など9産業で増加し、「運輸業、郵便業」12.6%減、「宿泊業、飲食サービス業」10.3%減など6産業で減少しています。（表2）

表2 産業別賃金支給額

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与	
	実 額	対前年増減率	実 額	対前年増減率
調 査 産 業 計	284,884	1.2	239,296	0.8
建 設 業	364,915	△7.7	316,780	△8.3
製 造 業	381,221	5.6	306,300	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	512,817	12.0	376,620	11.2
情 報 通 信 業	433,692	3.8	333,284	0.0
運 輸 業、 郵 便 業	280,645	△12.6	249,061	△8.6
卸 売 業、 小 売 業	232,932	6.7	201,972	5.5
金 融 業、 保 険 業	490,618	8.8	364,310	1.4
不動産業、物品賃貸業	269,765	5.6	232,459	7.2
学術研究、専門・技術サービス業	422,907	2.8	337,712	2.3
宿泊業、飲食サービス業	100,308	△10.3	95,755	△11.2
生活関連サービス業、娯楽業	181,305	△0.4	170,821	1.9
教育、学習支援業	340,457	△0.7	269,092	1.6
医 療、 福 祉	308,655	4.6	269,168	4.8
複合サービス事業	372,270	1.1	292,579	2.2
サービス業(他に分類されないもの)	255,682	△9.8	217,005	△8.6

(男女別賃金)

現金給与総額を男女別にみると、男性36万3721円、女性20万6568円となっています。

表3 産業、性別賃金及び男女間の差

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		男女間の差(男=100)		
	男性	女性	R3年	R2年	前年差
調 査 産 業 計	363,721	206,568	56.8	56.2	0.6
建 設 業	403,911	246,426	61.0	60.0	1.0
製 造 業	450,174	229,249	50.9	53.9	△3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	545,825	327,709	60.0	50.8	9.2
情 報 通 信 業	515,459	282,065	54.7	62.4	△7.7
運 輸 業、 郵 便 業	301,985	184,374	61.1	52.9	8.2
卸 売 業、 小 売 業	328,266	154,048	46.9	49.6	△2.7
金 融 業、 保 険 業	676,208	353,846	52.3	52.2	0.1
不動産業、物品賃貸業	344,604	187,677	54.5	50.8	3.7
学術研究、専門・技術サービス業	531,635	296,439	55.8	48.1	7.7
宿泊業、飲食サービス業	133,382	77,059	57.8	61.0	△3.2
生活関連サービス業、娯楽業	220,833	149,263	67.6	62.5	5.1
教育、学習支援業	424,369	278,748	65.7	66.6	△0.9
医 療、 福 祉	394,801	276,528	70.0	65.3	4.7
複合サービス事業	436,768	276,646	63.3	64.0	△0.7
サービス業(他に分類されないもの)	310,395	169,608	54.6	54.2	0.4

また、男性の賃金を100とした女性の賃金の比率は56.8となり、前年に比べ差が0.6ポイント小さくなっています。産業別には、「医療，福祉」が70.0と最も差が小さく、次いで、「生活関連サービス業，娯楽業」67.6、「教育，学習支援業」65.7と続き、最も差が大きい産業は、「卸売業，小売業」46.9となっています。（表3）

〈就業形態別賃金〉

就業形態別に現金給与総額をみると、一般労働者40万6892円、パートタイム労働者9万3737円となっています。一般労働者を100としたパートタイム労働者の現金給与総額の比率は、23.0となり、前年に比べ差が0.6ポイント大きくなっています。（表4）

表4 産業、就業形態別賃金及び格差

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		就業形態間格差(一般=100)		
	一般	パート	R3年	R2年	前年差
調査産業計	406,892	93,737	23.0	23.6	△0.6
建設業	383,645	121,258	31.6	31.8	△0.2
製造業	435,950	119,290	27.4	27.9	△0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	559,154	179,916	32.2	29.0	3.2
情報通信業	466,050	79,443	17.0	31.5	△14.5
運輸業，郵便業	319,243	116,621	36.5	31.6	4.9
卸売業，小売業	370,355	93,804	25.3	24.7	0.6
金融業，保険業	524,379	163,503	31.2	34.5	△3.3
不動産業，物品賃貸業	385,322	91,551	23.8	26.8	△3.0
学術研究，専門・技術サービス業	474,718	129,148	27.2	26.4	0.8
宿泊業，飲食サービス業	276,428	57,057	20.6	24.8	△4.2
生活関連サービス業，娯楽業	276,370	100,377	36.3	35.5	0.8
教育，学習支援業	520,761	98,191	18.9	16.3	2.6
医療，福祉	420,595	122,119	29.0	29.7	△0.7
複合サービス事業	404,872	153,876	38.0	35.1	2.9
サービス業(他に分類されないもの)	334,326	101,108	30.2	29.9	0.3

2 労働時間等の動き

一総実労働時間 0.4%の増加一

〈労働時間〉

総実労働時間は、124.1時間と前年に比べ0.4%増加となっています。

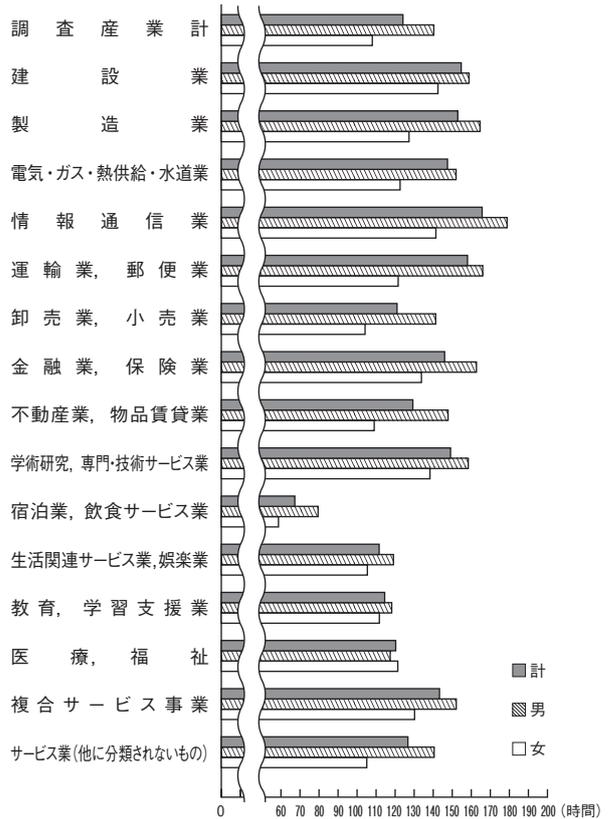
産業別にみると、「情報通信業」が165.7時間と最も長く、「宿泊業，飲食サービス業」が67.3時間と最も短くなっています。

前年との比較では、「教育，学習支援業」10.7%増、「電気・ガス・熱供給・水道業」6.6%増など9産業で増加し、「宿泊業，飲食サービス業」15.3%減など6産業で減少しています。

また、総実労働時間のうち所定外労働時間は8.3時間と、前年に比べ9.8%増となっています。産業別に前年比をみると、「教育，学習支援業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「生活関連サービス業，娯楽業」など10産業で増加し、「宿泊業，飲食サービス業」をはじめ5産業で減少しています。

(図1、表5)

図1 産業、性別総実労働時間



〈出勤日数〉

出勤日数は、前年と変わらず16.7日となっています。産業別にみると、「建設業」が19.4日と最も多く、「宿泊業，飲食サービス業」が11.3日と最も少なくなっています。（表5）

表5 産業別実労働時間及び出勤日数

(単位：時間、%、日)

産 業	総実労働時間		所定外労働時間		出 勤 日 数	
	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	対前年増減率	前年差	
調査産業計	124.1	0.4	8.3	9.8	16.7	0.0
建設業	154.7	△3.1	9.5	△1.6	19.4	△0.5
製造業	152.9	3.3	12.8	26.8	18.7	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	147.5	6.6	12.2	36.1	19.2	1.4
情報通信業	165.7	△0.9	15.1	3.2	18.5	△0.6
運輸業，郵便業	158.0	0.5	20.5	△2.1	19.1	0.0
卸売業，小売業	121.0	3.6	5.6	11.7	17.0	0.3
金融業，保険業	146.0	3.2	11.2	18.3	18.3	0.4
不動産業，物品賃貸業	129.3	0.5	9.8	24.3	17.6	△0.2
学術研究，専門・技術サービス業	149.1	0.4	12.7	1.9	18.6	0.2
宿泊業，飲食サービス業	67.3	△15.3	3.3	△29.2	11.3	△1.3
生活関連サービス業，娯楽業	111.6	△3.8	5.5	33.2	15.9	△0.1
教育，学習支援業	114.5	10.7	10.7	44.7	15.7	1.3
医療，福祉	120.3	0.3	4.6	△3.6	16.7	△0.2
複合サービス事業	143.3	△1.2	6.4	△25.4	18.5	△0.2
サービス業(他に分類されないもの)	126.7	△3.5	7.8	3.9	17.3	△0.3

3 雇用の動き

一常用労働者 1.2%の増加一

〈常用労働者〉

常用労働者は、95万6560人と前年に比べ1.2%増となっています。産業別に前年と比べると、「教育、学習支援業」5.1%増をはじめ、11産業で増加し、「運輸業、郵便業」7.0%減をはじめ、4産業で減少しています。

産業別構成比は、「卸売業、小売業」20.0%、次いで「医療、福祉」16.6%、「製造業」15.9%、「宿泊業、飲食サービス業」12.1%の順となり、この4産業で全体の6割以上を占めています。(表6)

〈パートタイム労働者〉

常用労働者のうちパートタイム労働者は、37万3043人で、パートタイム労働者比率は39.0%となり、前年に比べ0.9ポイント減となっています。

パートタイム労働者比率を産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が80.4%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」54.1%、「卸売業、小売業」49.7%の順となり、最も低かったのは、「建設業」7.1%となっています。

産業別構成比をみると、「卸売業、小売業」が25.5%と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」24.9%、「医療、福祉」16.0%、「教育、学習支援業」9.9%、「製造業」7.1%の順となり、この5産業で全体の8割以上を占めています。

(図2、3、表6)

図2 産業別 常用労働者の構成比

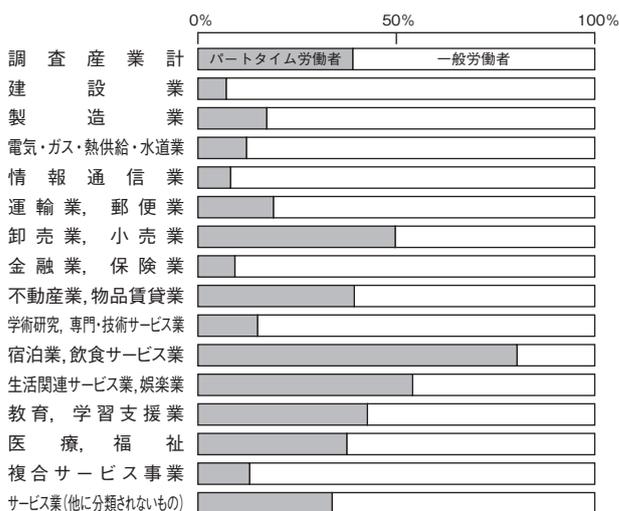


図3 パートタイム労働者比率と現金給与総額の推移

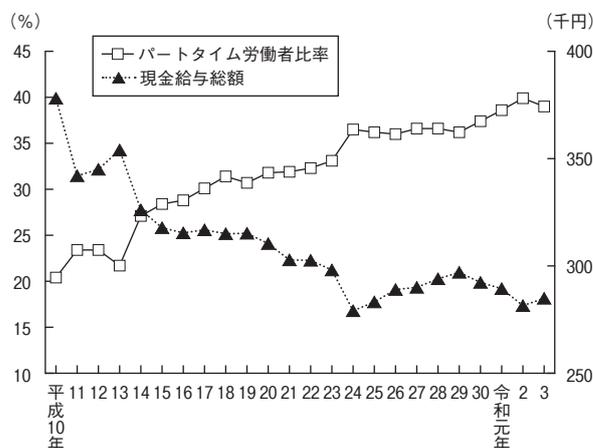


表6 産業別常用労働者及びパートタイム労働者の動き

(指数：令和2年=100) (単位：人、%)

産 業	常用労働者				パートタイム労働者		
	労働者数	雇用指数	対前年増減率	構成比	労働者数	労働者比率	構成比
調 査 産 業 計	956,560	101.2	1.2	100.0	373,043	39.0	100.0
建 設 業	28,661	102.8	2.8	3.0	2,041	7.1	0.5
製 造 業	152,371	101.6	1.6	15.9	26,336	17.3	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	4,786	94.7	△5.3	0.5	584	12.2	0.2
情 報 通 信 業	12,604	98.6	△1.5	1.3	1,036	8.2	0.3
運 輸 業、 郵 便 業	48,443	93.0	△7.0	5.1	9,231	19.0	2.5
卸 売 業、 小 売 業	191,556	100.8	0.8	20.0	95,234	49.7	25.5
金 融 業、 保 険 業	23,415	97.2	△2.9	2.4	2,177	9.3	0.6
不動産業、物品賃貸業	14,976	101.7	1.7	1.6	5,880	39.4	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	18,754	100.9	0.9	2.0	2,817	15.0	0.8
宿泊業、飲食サービス業	115,650	103.8	3.8	12.1	92,995	80.4	24.9
生活関連サービス業、娯楽業	29,517	101.7	1.6	3.1	15,974	54.1	4.3
教育、学習支援業	86,578	105.1	5.1	9.1	36,928	42.7	9.9
医 療、 福 祉	158,981	100.7	0.7	16.6	59,623	37.5	16.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	7,333	100.5	0.6	0.8	954	13.0	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	62,931	101.2	1.2	6.6	21,234	33.8	5.7

注 構成比は、四捨五入しているため、各産業の計が100とならない場合がある。

京都府における労働者 1 人当たりのきまって支給する給与額の推移

(平成29年～令和3年 5年間)

(単位：円)

年	きまって支給する給与		所定内給与 対前年 増減 比率
		うち所定内給与	
平成 29年	246,723	227,901	0.73%
平成 30年	242,246	224,369	-1.55%
令和 元年	243,213	225,996	0.73%
令和 2年	237,246	222,199	-1.68%
令和 3年	239,296	224,045	0.83%

資料出所：毎月勤労統計調査 表7（事業場規模5人以上）

○「きまって支給する給与」

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、超過勤務手当等を含む。

・「所定内給与」

きまって支給する給与のうち、所定外給与（超過労働給与）以外の給与。

・「所定外給与（超過労働給与）」

きまって支給する給与のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当のこと。

京都府における
短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額の推移
(平成29年～令和3年 5年間)

	男 (単位：円)	対前年比 増減率	女 (単位：円)	対前年比 増減率	男女計 (単位：円)	対前年比 増減率
平成 29年	1,950	14.98%	1,223	1.75%	1,460	7.43%
平成 30年	1,706	-12.51%	1,254	2.53%	1,404	-3.84%
令和 元年	1,908	11.84%	1,292	3.03%	1,489	6.05%
令和 2年	1,794	-5.97%	1,437	11.22%	1,546	3.83%
令和 3年	1,967	9.64%	1,404	-2.30%	1,566	1.29%
対2年	+¥ 173		-¥ 33		+¥ 20	

資料出所：賃金構造基本統計調査 (短時間労働者)都道府県別第1表
(企業規模10名以上全産業平均)

「1時間当たり賃金」

各労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「短時間労働者」

同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「賃金」

6月分の所定内給与額の平均をいう。

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額(きまって支給する現金給与額)のうち、超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当として支給される給与をいう。)を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

新規学卒者の賃金の推移（全国） （平成29年～令和3年 5年間）

	大 学 卒		高 校 卒	
	(単位：千円)	対前年比	(単位：千円)	対前年比
平成 29 年	215.9	0.56%	171.8	-0.06%
平成 30 年	219.8	1.81%	173.9	1.22%
令和 元 年	219.9	0.05%	176.4	1.44%
令和 2 年	226.0	2.77%	177.7	0.74%
令和 3 年	225.4	-0.27%	179.7	1.13%

資料出所：令和3年賃金構造基本統計調査の概況（令和4年3月25日厚生労働省公表）

- * 賃金は、6月分の所定内給与額の平均をいう。
「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額である。

京都府内の中途採用者の採用時賃金情報

(平成29年～令和4年 1月～3月期比較)

	平均額 (単位円)	対前年同期比 (単位円、%)	
平成29年 1月～3月	228,000	3,000	1.33%
平成30年 1月～3月	232,000	4,000	1.75%
平成31年 1月～3月	236,000	4,000	1.72%
令和2年 1月～3月	239,000	3,000	1.27%
令和3年 1月～3月	235,000	-4,000	-1.67%
令和4年 1月～3月	245,000	10,000	4.26%

(注)

- 1 京都労働局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の者(日雇、パート、季節労働、臨時、新規学卒者を除く)を対象とし、採用時の賃金を集計したもの。
- 2 賃金は雇用保険被保険者資格取得届の賃金月額欄に記入された賃金額を基礎として平均値を算出し、千円単位で表示。
- 3 4半期毎に取りまとめているが、各年の1月～3月期について比較したものの。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

京都労働局

令和4年4月分

(単位:円)

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		272,077	205,654	221,430	1,174	1,064	1,067
職 業 別	管理的職業	311,662	250,022	308,438	1,317	1,083	1,036
	専門的・技術的職業	299,028	221,557	244,138	1,486	1,320	1,352
	事務的職業	232,612	187,918	205,704	1,103	1,012	1,010
	販売の職業	276,688	211,601	230,916	1,065	981	1,004
	サービスの職業	245,851	195,808	212,671	1,148	1,024	994
	保安の職業	208,093	180,771	173,000	1,061	977	1,008
	農林漁業の職業	274,067	203,537	213,158	1,186	1,035	1,060
	生産工程の職業	270,309	193,327	217,548	1,075	982	972
	運輸・機械運転の職業	272,841	215,962	272,522	1,196	1,093	998
	建設・採掘の職業	342,160	218,386	256,567	1,709	1,238	1,181
	運搬・清掃等の職業	237,981	198,117	200,233	1,056	997	965
年 齢 別	24歳以下	271,185	205,323	192,212	1,175	1,064	1,667
	25～34歳	271,269	205,366	214,472	1,175	1,064	1,033
	35～44歳	273,198	205,641	227,802	1,175	1,064	1,041
	45～54歳	275,491	206,818	243,322	1,175	1,064	1,021
	55歳以上	269,277	205,344	217,210	1,168	1,061	1,062

(注) 1 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給+定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク南部5所
 (京都西陣所、京都七条所、伏見所、宇治所、京都田辺所)
 (単位:円)

令和4年4月分

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		273,947	207,797	225,960	1,183	1,071	1,087
職 業 別	管理的職業	313,856	254,353	310,323	1,425	1,150	1,036
	専門的・技術的職業	298,154	223,359	246,782	1,489	1,329	1,388
	事務的職業	234,052	189,221	209,225	1,106	1,013	1,017
	販売の職業	278,414	214,261	235,418	1,081	986	1,011
	サービスの職業	249,325	198,609	217,566	1,154	1,028	1,001
	保安の職業	205,240	183,498	177,826	1,071	995	960
	農林漁業の職業	292,800	209,134	216,897	1,221	1,045	1,068
	生産工程の職業	277,570	195,489	227,076	1,084	986	981
	運輸・機械運転の職業	273,568	216,920	281,053	1,150	1,058	1,004
	建設・採掘の職業	354,195	222,545	256,923	1,709	1,238	1,242
	運搬・清掃等の職業	242,627	201,447	203,864	1,064	1,004	968
年 齢 別	24歳以下	273,063	207,510	195,115	1,184	1,071	2,103
	25～34歳	272,966	207,504	217,491	1,184	1,071	1,048
	35～44歳	275,544	207,832	231,917	1,184	1,071	1,052
	45～54歳	277,225	208,700	249,658	1,184	1,071	1,031
	55歳以上	270,891	207,645	219,941	1,176	1,068	1,079

(注) 1 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給+定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク北部3所
(福知山所、舞鶴所、峰山所)
(単位:円)

令和4年4月分

		常 用			常 用 的 パ ー ト		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合 計		262,791	195,015	196,918	1,132	1,030	979
職 業 別	管理的職業	297,950	222,950	250,000	1,100	950	—
	専門的・技術的職業	304,064	211,181	230,822	1,468	1,254	1,113
	事務的職業	221,172	177,560	179,846	1,084	1,006	966
	販売の職業	267,790	197,889	197,273	1,020	967	960
	サービスの職業	226,781	180,433	187,794	1,122	1,007	958
	保安の職業	223,311	166,224	150,000	1,030	925	1,359
	農林漁業の職業	237,703	192,673	201,250	1,048	998	1,035
	生産工程の職業	243,559	185,365	188,219	1,024	963	953
	運輸・機械運転の職業	268,925	210,800	227,500	1,481	1,309	961
	建設・採掘の職業	311,159	207,673	255,333	—	—	1,000
	運搬・清掃等の職業	216,330	182,599	175,714	1,016	966	955
年 齢 別	24歳以下	262,083	194,617	179,419	1,131	1,028	978
	25～34歳	261,795	194,653	196,696	1,131	1,029	969
	35～44歳	262,990	195,392	200,891	1,131	1,029	971
	45～54歳	267,023	197,346	201,220	1,131	1,029	967
	55歳以上	260,588	193,059	200,106	1,131	1,028	986

(注) 1 「求人募集賃金」は、1か月間に受理した求人賃金(「常用」については基本給+定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。)の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1か月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。



報道関係者 各位

令和4年3月25日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7656, 7634)

(直通電話) 03(3595)3147

「令和3年賃金構造基本統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和3年賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された78,474事業所のうち有効回答を得た56,465事業所から、10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所(49,122事業所)について集計したものです。

賃金構造基本統計調査では、労働者の雇用形態、年齢、性別などの属性と賃金の関係を明らかにする目的に鑑みて、調査月に18日以上勤務しているなどの要件を満たした労働者のみを集計の対象としております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年以前と比べて要件を満たす労働者の割合が減少しており、公表値もその影響を受けている可能性がありますため、結果の活用にあたってはご注意ください。

<調査結果のポイント>

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)^(注)

男女計 307,400円(前年比0.1%減) (年齢43.4歳、勤続年数12.3年)

男性 337,200円(同 0.5%減) (年齢44.1歳、勤続年数13.7年)

女性 253,600円(同 0.7%増) (年齢42.1歳、勤続年数9.7年)

※ 男女間賃金格差(男=100) 75.2(前年差0.9ポイント上昇) 【6頁・第1表、7頁・第2表】

2 短時間労働者の賃金(1時間当たり)^(注)

男女計 1,384円(前年比2.0%減) (年齢45.7歳、勤続年数6.2年)

男性 1,631円(同 1.6%減) (年齢43.6歳、勤続年数5.4年)

女性 1,290円(同 2.3%減) (年齢46.5歳、勤続年数6.5年) 【16頁・第10表】

(注) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値(1は月額、2は時間額)。

詳細は、別添概況をご覧ください。

2022年（令和4年）6月16日

京都地方最低賃金審議会 御中

京都弁護士会

会長 鈴木 治 一

**「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために
最低賃金額の引上げと実効的な中小企業支援を求める会長声明」
の送付について**

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当会では、標記会長声明を公表いたしました。

つきましては、同会長声明の趣旨につきご理解賜り、ご対応いただきたく、よろしく願い申し上げます。

以上、要用のみにて失礼いたします。

謹白



低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために 最低賃金額の引上げと実効的な中小企業支援を求める会長声明

1 2021年(令和3年)7月16日、第61回中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、全国一律で28円の賃金引上げを答申した。これをうけて、京都地方最低賃金審議会は京都労働局長に対し、最低賃金額の引上げを答申し、2021年(令和3年)10月1日より、京都府の最低賃金は時間額937円に引き上げられた。この引上げ額は過去最大であり、これまで当会が最低賃金の大幅な引上げを求めてきたこと(2021年7月21日付声明など)にも沿うものであって、十分評価できる。

しかしながら、労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるためにも、本年度も、さらなる最低賃金額の引上げが重要である。

時給937円では、フルタイム(週40時間、年52週)で働いても、年間所得で約195万円、月換算にすれば約16万2400円にすぎない。他方、2019年(令和元年)5月の静岡県立大学中澤秀一准教授監修による調査結果によれば、京都市北区在住の25歳・単身者をモデルとした月間の最低生活費は、男性24万5785円、女性24万2735円であり、生活に必要な賃金は、時給換算で各1639円、1618円となる。この調査結果をみても、京都府下の労働者の生活水準を上げるために、最低賃金の引上げが必要であることがわかる。

長期に及ぶ新型コロナウイルスの感染まん延により多くの働く者の収入が減少していること(2021年10月の公益財団法人連合総合生活開発研究所の調査結果による)や、ロシアのウクライナ侵攻その他様々な要因によって食料品や光熱費など生活関連品の価格が上昇していることからすれば、最低賃金額を大きく引き上げることが、なおさら重要である。

国際的に見ても、最低賃金額について、フランスでは、2021年1月に10.25ユーロに、同年10月に10.48ユーロに引上げとなり、さらに、2022年5月に10.85ユーロに引き上げられた。ドイツでは、2021年7月に9.60ユーロに引き上げられたが、2022年1月に9.82ユーロに、同年7月に10.45ユーロに引上げとなり、さらに、同年10月から12ユーロに引き上げられる。イギリスでも、2021年4月から23歳以上の労働者の最低賃金が8.91ポンドに引き上げられたが、さらに2022年4月から9.5ポンドに引き上げられた。韓国では、2021年1月に8720ウォンに引き上げられたが、2022年1月から9160ウォンに引き上げられた。このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の大幅引上げが実現している。

政府は、2015年(平成27年)11月、最低賃金を毎年3.0%程度引き上げる方針を示し、これに沿って、漸次最低賃金は引き上げられてきたのであり(実際、2021年の引上げ額は前年比3.1%増であった。)、また、政府は、いわゆる骨太方針(「経済財政運営と改革の基本方針2022」。以下「骨太指針」という。)において、できる限り早期に全国平均で時

給1000円以上になることを目指していくなどとしているが、本年度も、これに沿って最低賃金の引上げがなされなくてはならない。

2 最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、見過ごすことのできない重大な問題であり、地域間格差の縮小は、喫緊の課題である。全国一律最低賃金の導入を含む格差解消政策が検討されるべきであり、京都地方最低賃金審議会としても、最低賃金の地域間格差の問題を念頭に置いた最低賃金額の大幅な引上げを主体的に図るべきである。

3 今般、新型コロナウイルスの感染状況の継続に伴い、中小企業を中心として大きな負担が生じている。最低賃金の引上げの際には、これと合わせて企業に対する助成がなされなければならない。特に経営基盤が脆弱な中小企業の倒産、廃業を回避する対策が必要である。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。京都府の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。具体的には、諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効であると考えられる。

政府は、骨太指針において最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組むとしている。

こうした政府の取組みも視野に入れながら、労働者の生活の安定を守るという観点から、京都地方最低賃金審議会には果敢さが求められる。

4 コロナ禍で地域経済が停滞している部分はあるが、最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果もある。当会は、国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化的な生活（憲法第25条）を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、京都地方最低賃金審議会が、本年度、最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるものである。

2022年（令和4年）6月15日

京都弁護士会

会長 鈴木

